

ひょうご子ども・子育て未来プラン(2025～2029年) 改定原案

2024(令和6)年10月
兵庫県こども政策課

目次

序章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の推進	3
(1) 各主体の役割	3
(2) 県の推進方法	4
第2章 基本理念と目標	5
第3章 推進方策	7
I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築	8
1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援	8
3 子どもの学びを支える環境の充実	10
II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援	11
1 出会い・結婚支援	11
2 不妊に悩む方への支援	12
3 安心して妊娠・出産できる環境づくり	13
4 産前・産後における切れ目のない支援	13
III 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実	15
1 保育の受け皿拡大	15
2 乳幼児教育・保育の質の向上	16
3 持続可能な教育・保育体制の確保	17
4 多様なニーズに応じた子育て支援	18
5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減	19
IV 子どもと子育てに温かい地域社会づくり	20
1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり	20
2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり	22
3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成	23
4 安全・安心な子育て環境づくり	23
V 子育てと仕事の両立支援	25
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	25
2 女性の能力発揮と就業機会拡大	26
3 男性の家事・育児参画の促進	27
VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	29
1 児童虐待予防・防止対策の充実	29
2 社会的養育体制の充実	31
3 配偶者等からの暴力（DV）防止対策	32

4	ひとり親家庭等の自立支援	33
5	子どもの貧困対策	35
6	ヤングケアラー支援	36
7	ひきこもり対策	37
8	障害児等施策の充実	38
9	外国人の子どもとその家庭への支援	40

序章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

県では少子対策を総合的に推進するため、1997（平成 9）年度の「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」を策定以降、子ども・子育てを巡る状況の変化や、国の制度改正を反映させながら、5 年ごとに計画を策定し、出生数の目標や目指す社会増などを掲げて取組みを推進してきました。

2019（令和元）年度には、子ども・子育て支援法の改正、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024）」を策定し、「安心して子育て出来る兵庫の実現」という基本理念のもと、6 つの推進方策に基づき、数値目標の達成や待機児童の解消を目指して、多岐にわたる施策を実施してきました。

しかしながら、本県の出生数は 2023（令和 5）年に 2 万人を割り込み、合計特殊出生率も 2016（平成 28）年の 1.49 をピークに低下を続けるなど少子化は進行しており、待機児童についても解消にいたっておらず、仕事と子育ての両立の難しさ、児童虐待や子どもの貧困等も引き続き課題となっているなど、子ども・子育てを巡る環境は厳しい状況が続いています。

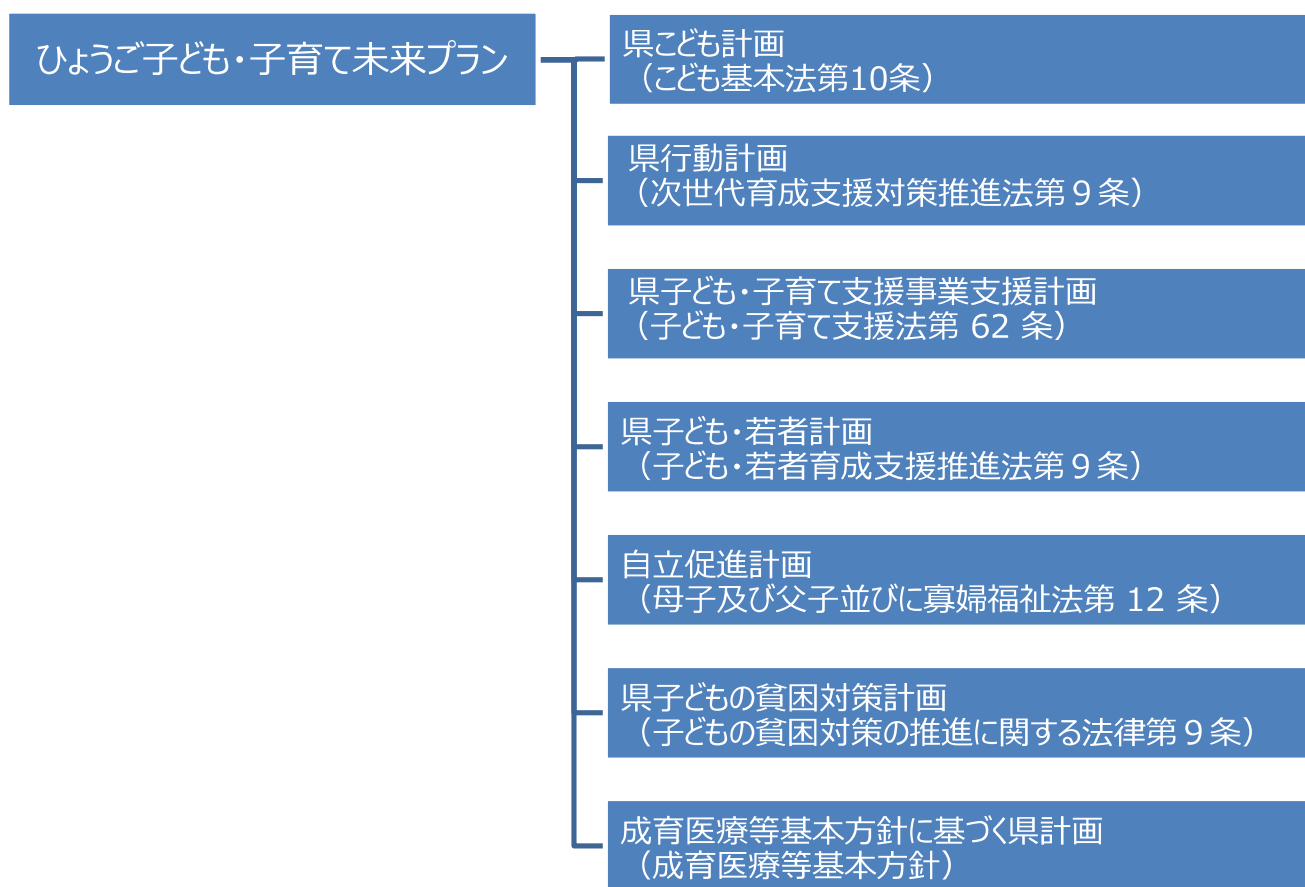
国においては、2023（令和 5）年 4 月にこども施策を社会全体で総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、あわせて、こども施策の司令塔となる新たな行政機関として、「こども家庭庁」が発足しました。同年 12 月には「こども大綱」を定められ、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」とあわせて、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が図られています。

このような状況を踏まえ、次期「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2025～2029）」は、少子化の流れに一定の歯止めをかけ、若者が結婚や妊娠・出産、子育て等に希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して策定しました。このプランに基づき、本県における今後の子ども・子育てにおける中期的な方向性を示し、国・県・市町はもとより、県民や関係機関、事業者等が協働して推進を図ることを目指しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく都道府県こども計画、次世代育成支援対策法第 9 条に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法第 62 条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として一体的に策定する少子対策・子育て支援等に関する基本計画です。

また、関連性の高い次の計画としても位置づけ、少子対策・子育て支援等に関する取り組みを総合的かつ体系的に推進していきます。



3 計画期間

本計画の期間は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間です。

4 計画の推進

(1) 各主体の役割

本計画を着実に進めるためには、行政はもとより、県民、教育・保育施設や学校、事業主などの主体が協働しながらそれぞれの役割を果たすことが求められます。

① 県

国及び市町との連携を図りつつ、子ども・子育て支援の実施主体である市町の取組みを支援するとともに、あらゆる家庭や子ども及び若者等を対象に、地域の実情に応じた、少子対策・子育て支援に関する多様かつ総合的な支援を実施。

② 市町

就学前の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の実施主体として、幼児保育や教育の質及び量を確保し、関係者と連携しながら、地域の実情に応じた取組みを実施。

③ 県民

子どもをひとりの人間として尊重し、子どもの最善の利益を図りながら、自立した個人としての成長を支えるとともに、子どもや子育て当事者を応援する意識を持つことが重要。

④ 教育・保育施設

子どもの健やかな育ちを実現するため、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、質の高い教育・保育を安定的に提供。

⑤ 学校

保護者、地域社会と連携し、地域における子ども・子育て支援の拠点の一つとして、子どもの健やかな成長を支援。

⑥ 事業主

働く人々が職業生活と家庭生活の充実が図られるよう、職場における長時間労働の是正や、多様な働き方の導入等、職場環境の改善と働き方改革の推進。

(2) 県の推進方法

① 毎年度の行動プログラムの策定・公表

本計画に基づく取り組みを計画的に推進するため、毎年度の行動プログラム（実施計画）を策定し、具体的施策に取り組むとともに、県民にわかりやすい情報を発信します。

② 「兵庫県子ども・子育て会議」による取組の評価・検証

「兵庫県子ども・子育て会議」において、数値目標・指標の進捗状況等に基づき本計画の推進状況を審議し、PDCA サイクルにより継続的な評価・検証を実施します。また、その評価・検証を踏まえ EBPM の考えの下、施策や制度を改善しながら推進します。

③ 「県・市町子ども・子育て支援協働会議」の開催

県・市町の子ども・子育て支援事業関係者が一堂に会する、「県・市町子ども・子育て協働会議」を開催し、それぞれの取組状況の報告、先進事例の共有や意見交換等を通じて相互の連携を図り、県・市町が協働して少子対策・子育て支援を推進します。

第 1 章 前プランの推進状況

(略)

第2章 基本理念と目標

基本理念

誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現

重点テーマ

次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が叶う兵庫

目 標

- 1 子ども・若者の多様な人格や個性を尊重するとともに、その最善の利益を図る
- 2 若者の生活基盤の安定と仕事と生活の調和を図り、結婚・子育ての希望を実現する
- 3 子どもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援と、課題に応じた多面的な対策を実施する
- 4 児童虐待の予防・防止とともに貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が健やかに成長できる良好な生育環境をつくる
- 5 子どもや若者、子育て当事者の意見を聴き、尊重しながら進める

1

2

3

4

資料 3

第3章 推進方策

I

若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築

- 1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援
- 2 ライフデザイン構築への支援
- 3 子どもの学びを支える環境の充実

II

結婚・妊娠・出産の希望が実現出来る切れ目のない支援

- 1 出会い・結婚支援
- 2 不妊に悩む方への支援
- 3 安心して妊娠・出産出来る環境づくり
- 4 産前・産後における切れ目のない支援

III

乳幼児教育・保育と子育て支援の充実

- 1 保育の受け皿拡大
- 2 乳幼児教育・保育の質の向上
- 3 持続可能な教育・保育体制の確保
- 4 多様なニーズに応じた子育て支援
- 5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

IV

子どもと子育てに温かい地域社会づくり

- 1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- 2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり
- 3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成
- 4 安心・安全な子育て環境づくり

V

子育てと仕事の両立支援

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 女性の能力発揮と就業機会拡大
- 3 男性の家事・育児参画の促進

VI

特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1 児童虐待の予防・防止対策の充実
- 2 社会的養育体制の充実
- 3 配偶者等からの暴力(DV)防止対策
- 4 ひとり親家庭等の自立支援
- 5 子どもの貧困対策
- 6 ヤングケアラー支援
- 7 ひきこもり対策
- 8 障害児等施策の充実
- 9 外国人の子どもとその家庭への支援

「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2025～2029年)」の 数値目標について

1 目標設定の考え方

出生数や合計特殊出生率を取り巻く環境は、①本県出生数の94%を占める20～30代女性人口が引き続き減少、②完結出生児数も横ばい、③50歳時未婚率の上昇、等非常に厳しい状況にある。

一方、改定プランの計画期間は、国の「こども未来戦略」（加速化プラン）がスタートし、国と自治体が一体となって、次元の異なる少子化対策が推進される。

以上を踏まえ、次期プランにおいては、**合計特殊出生率の一定水準を維持する**ことを目指し、これを踏まえた**出生数については、減少幅を緩やかにとどめる**ことを目標に取り組む。

一方、本県の保育や子育てを巡る状況下では、未だ保育所待機児童数(R6)256人（全国4位）、放課後児童クラブ待機児童数(R5)992人（全国5位）と、高い水準にある。改定プランにおいても、**待機児童の早期解消**を目標とする。

また「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」という改定プランの基本理念の実現度合いを測るため、新たに、子育て環境の満足度という**当事者の視点に立った成果指標**を新たに設定する。

2 目標値（案）

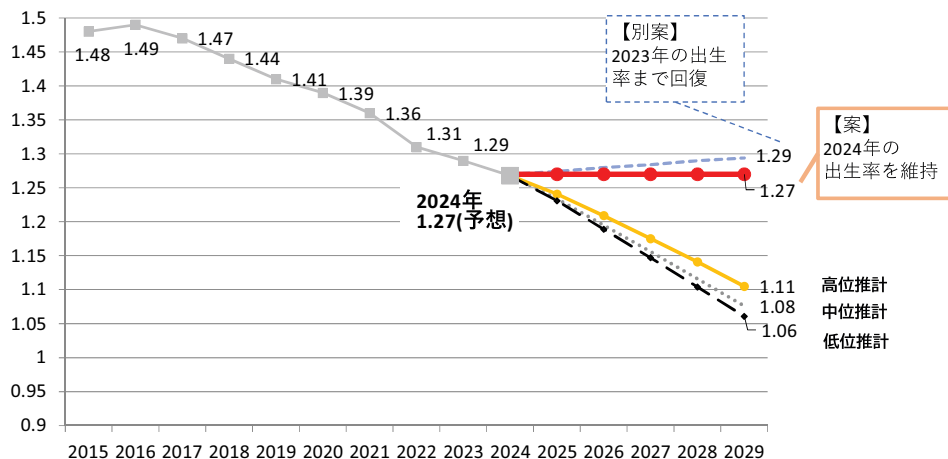
(1) 合計特殊出生率

過去の増減実績を元に算定し、計画期間中の合計特殊出生率について3パターンを試算した。現在の趨勢が継続すれば、2029年の出生数は1.11（高位推計）と、2024年よりも0.16ポイント低下する見込み。

区分	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	増減 (2029-2024)
【高位】	1.27	1.24	1.21	1.18	1.14	1.11	△ 0.16
【中位】	1.27	1.23	1.20	1.16	1.12	1.08	△ 0.19
【低位】	1.27	1.23	1.19	1.15	1.10	1.06	△ 0.21

案：2024年の合計特殊出生率を維持

2024年合計特殊出生率の1.27を計画期間内の維持を目指す。



(2) 出生数

(1)の合計特殊出生率の達成のために必要な出生数15万人を5年間の目標数とする。

(単位：人)

区分	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	5 か年計
高位推計(A)	29,641	28,687	27,764	26,870	26,006	138,968
目標値(B)	29,900	29,600	29,500	29,400	29,300	147,700 ≒15万人
(C)= (B)-(A)	259	913	1,736	2,530	3,294	8,732

(3) 待機児童数

計画期間中、早期に待機児童数 0 を達成

(4) 安心して子育てできる社会の実現度

住んでいる地域で、安心して楽しく子育てできると思う人の割合 **60.0%以上（2029年）**

毎年度実施している「ひょうごの豊かさ指標」における県民意識を用いて、目標とする。

目標値は、過去最高値である令和3年度の58.8%を上回る60%以上とする。

